

新潟市老人憩の家寿楽園の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟市北地区老人クラブ連合会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.施設サービス提供（施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか）

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 利用時間等	◎	C 利用者が平等に施設を利用できるように説明をしながら対応していた。入浴施設の管理不徹底で利用者の健康被害が懸念されたが、大事に至らなかった。利用者への説明会を開催する等対応に努めていた。
2 適正な人員配置	◎	
3 平等利用の確保	◎	
4 利用者の安全確保	△	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	◎	
8 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業)（施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか）

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	B カラオケ自主グループの会場として利用され、参加者の満足も得ていた。
2 情報提供・接遇	◎	
3 自主事業配分	◎	
4 サービス向上の観点	◎	
5 苦情等への対応	◎	

3.施設の管理（施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等）

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	D 入浴施設の管理不徹底により、保健所の指導を受けた。その後区、指定管理者で改善を行い、建物の清掃・衛生管理は行き届いている。指定管理者が自主的に専門の講師を招き「施設及び浴槽設備の衛生管理」の研修会を開催していた。地域との連携もよく、高齢者の介護予防の拠点として活動をしていた。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 衛生管理	×	
5 清掃	◎	
6 修繕	◎	
7 環境配慮	◎	
8 再委託	◎	
9 災害等への対応	◎	
10 関係団体、地域との連絡調整	◎	
11 管理記録	◎	

4.歳入歳出（協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか）

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	C 常に管理経費の縮減の努力を行い、節電にも努めていたが前年と比較し、経費の増加が見られた。
2 光熱水費に係る使用量の縮減	△	

5.総合評価（上記の1から4を踏まえての総合評価）

地域住民の協力を得て、高齢者の介護予防の拠点として活動を進めていた。高齢者の健康相談会に協力し、憩の家利用者の閉じこもり予防や健康管理に努めた。衛生管理の不徹底から、保健所の指導を受けることとなったが、利用者への説明、管理人の指導、研修等対応しその後改善が見られた。指定管理者として適当と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所健康福祉課 高齢介護係 025-387-1325(直通)

新潟市老人憩の家阿賀浜荘の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟市北地区老人クラブ連合会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市北地区健康福祉課コメント欄
1 利用時間等	◎	利用者の事故も無く、老人憩の家の利用がされていた。利用者が平等に施設を利用できるように説明をしながら案内し対応していた。利用者の要望等把握し、検討する姿勢が見られた。
2 適正な人員配置	◎	
3 平等利用の確保	◎	
4 利用者の安全確保	◎	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	◎	
8 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市北地区健康福祉課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	国際交流カラオケ大会等多世代利用を促進する事業を企画、実行し地域の交流施設としての目的を達成していた。
2 情報提供・接遇	◎	
3 自主事業配分	◎	
4 サービス向上の観点	◎	
5 苦情等への対応	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市北地区健康福祉課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	建物の清掃・衛生管理は契約どおり行われていた。高齢者の介護予防の拠点として活動をしていた。他施設と合同であったが、専門の講師を招き「施設及び浴槽設備の衛生管理」についての研修を行い、施設管理の向上を図っていた。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 衛生管理	◎	
5 清掃	◎	
6 修繕	◎	
7 環境配慮	◎	
8 再委託	◎	
9 災害等への対応	◎	
10 関係団体、地域との連絡調整	◎	
11 管理記録	◎	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市北地区健康福祉課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	常に管理経費の縮減の努力を行い、節電にも努めていたが前年と比較し、経費の増加が見られた。
2 光熱水費に係る使用量の縮減	△	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

地域住民の高齢者の交流の場となり、憩の家利用者の介護予防、閉じこもり予防に努めた。民謡の練習や囲碁将棋を楽しむ高齢者も多く、多世代交流としてカラオケ大会も開催された。指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所健康福祉課 高齢介護係 025-387-1325(直通)

新潟市老人憩の家しあわせ荘の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟市北地区老人クラブ連合会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 利用時間等	△	C 利用者の事故も無く、老人憩の家の利用がされていた。一部利用者から入浴施設の利用方法が不平等であるとの苦情があったが、指定管理者及び管理人で協議し対応に努めていた。
2 適正な人員配置	○	
3 平等利用の確保	△	
4 利用者の安全確保	○	
5 案内等の対応と接遇	○	
6 苦情への対応等	○	
7 緊急体制	○	
8 利用実績	○	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	○	B 老人憩の家を会場にした民謡教室等を実施し、参加者の満足も得ていた。ボランティアとともにカラオケを楽しむなど高齢者の寝たきり予防や閉じこもり予防に努めた。小中学校児童生徒のポスター展示等多世代利用を促進する事業を企画、実行し地域の交流施設としての目的を達成していた。
2 情報提供・接遇	○	
3 自主事業配分	○	
4 サービス向上の観点	◎	
5 苦情等への対応	○	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 建物保守管理等	○	C 建物の清掃・衛生管理は行き届いていた。地域との連携もよく、高齢者の介護予防の拠点として活動をしていた。一部の利用者から個人情報の取扱いについて苦情を受けたが指定管理者及び管理人で協議し対応に努めていた。他施設と合同であったが、専門の講師を招き「施設及び浴槽設備の衛生管理」についての研修を行い、施設管理の向上を図っていた。
2 個人情報保護	△	
3 備品等の管理	○	
4 衛生管理	◎	
5 清掃	◎	
6 修繕	○	
7 環境配慮	○	
8 再委託	○	
9 災害等への対応	○	
10 関係団体、地域との連絡調整	○	
11 管理記録	○	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 管理経費等の縮減	○	C 前年と比較し光熱水費の増加が見られたが、経費の縮減に努め予算内の執行とした。
2 光熱水費に係る使用量の縮減	△	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

地域住民及びボランティアの協力を得て、高齢者の介護予防の拠点として活動を進めていた。民謡教室など実施し、憩の家利用者の介護予防、閉じこもり予防に努めた。一部利用者からの苦情についても連携を図り、対応に努めていたことから指定管理者として適当と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所健康福祉課 高齢介護係 025-387-1325(直通)

新潟市老人憩の家新崎荘の管理運営について

掲示用

地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、「指定管理者制度」が創設されました。この制度は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者まで広げることにより、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。市では、施設の機能を生かした効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度への移行に努めてきたところです。この度、指定管理者が、公の施設を適切に管理運営し、良好なサービスを提供しているかを確認・評価しましたので、評価の結果について掲示します。

評価対象の指定管理者	新潟市北地区老人クラブ連合会
評価対象の期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日

1.施設サービス提供 (施設そのものを市民に提供することで、協定等で定めるサービスが実施できているか)

※1 ※2

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 利用時間等	◎	利用者への事故も無く、老人憩の家の利用がされていた。老人福祉センターが改修工事期間中閉鎖となり、福祉バスの臨時運行等により施設利用者が一時増加したが、適切な対応を行っていた。利用者が平等に施設を利用できるように説明をしながら案内し対応していた。
2 適正な人員配置	◎	
3 平等利用の確保	◎	
4 利用者の安全確保	◎	
5 案内等の対応と接遇	◎	
6 苦情への対応等	◎	
7 緊急体制	◎	
8 利用実績	◎	

2.事業(市の事業、自主事業) (施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 目的にあったサービス提供	◎	老人憩の家を会場にカラオケや囲碁将棋を楽しむ高齢者の交流の場になっており、参加者の満足も得ていた。高齢者の寝たきり予防や閉じこもり予防に努めていた。多世代交流事業として、餃子作り体験教室を開催し地域の交流施設としての目的を達成した。
2 情報提供・接遇	◎	
3 自主事業配分	◎	
4 サービス向上の観点	◎	
5 苦情等への対応	◎	

3.施設の管理 (施設自体の保守管理、修繕や、震災等への対応等)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 建物保守管理等	◎	建物の清掃・衛生管理は行き届いていた。地域との連携もよく、高齢者の介護予防の拠点として活動をしていた。他施設と合同であったが、専門の講師を招き「施設及び浴槽設備の衛生管理」についての研修を行い、施設管理の向上を図っていた。
2 個人情報保護	◎	
3 備品等の管理	◎	
4 衛生管理	◎	
5 清掃	◎	
6 修繕	◎	
7 環境配慮	◎	
8 再委託	◎	
9 災害等への対応	◎	
10 関係団体、地域との連絡調整	◎	
11 管理記録	◎	

4.歳入歳出 (協定における収支計画等に沿っているか、経費等の縮減はできているか)

評価項目	評価	新潟市北区健康福祉課コメント欄
1 管理経費等の縮減	◎	利用者増に伴い、前年度と比較し光熱水費の増加があったが、常に管理経費の縮減の努力を行い、節電にも努めていた。
2 光熱水費に係る使用量の縮減	◎	

5.総合評価 (上記の1から4を踏まえての総合評価)

地域住民の高齢者の交流の場となり、憩の家利用者の介護予防、閉じこもり予防に努めた。カラオケや囲碁将棋を楽しむ高齢者も多く、また、多世代交流として餃子作り体験教室も開催された。老人福祉センター工事による閉鎖期間の代替施設の機能も適切に果たし、指定管理者として優良と評価できる。

※1 各評価項目ごとに「◎」「○」「△」「×」の4段階で評価

- ◎ :仕様を超えるなど、「○」ランク以上の特にめざましい成果があった。
- :事業計画や仕様書を基に協議により定めたサービス水準を達成した。
- △ :「改善指導書」など市が相当程度指導するなどして何とか水準をクリアできた。
- × :仕様、サービス水準達成できなかった。

※2 「1.施設サービス提供」～「4.歳入歳出」について「A」から「D」の4段階で評価

- A :多くの評価項目において「◎」があり、残りの項目についても全て「○」である場合。
- B :全ての項目が「○」以上である場合。
- C :「△」の項目が1つでもある場合。
- D :「×」の項目が1つでもある場合。

評価に関するお問い合わせ先 北区役所健康福祉課 高齢介護係 025-387-1325(直通)